

第6日

令和7年3月4日（火）

午後1時零分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、3番飯田早苗議員の質問を許可します。3番飯田早苗議員。

（3番飯田早苗君登壇）

○3番（飯田早苗君） 皆さんこんにちは。3番議員の飯田早苗でございます。本日は足元の悪い中、またお忙しい中、傍聴においでいただきましてありがとうございます。またインターネットで傍聴していただいている皆様、ありがとうございます。

今も岩手県大船渡市では山火事が発生しており、今日で6日目になりました。いまだに続いております。火災によって被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。そして一日でも早くこの火災が収まることを願っております。

今回も地域の声をもとに、私が今直面している持続可能な農業についてと森林の保全について、一般質問をいたします。

この課題を考えるにあたり、1人の偉大な先駆者の言葉が思い浮かびました。それは皆さんが御存じの通り、今は亡き中村哲先生の「100の診療所より1本の水路」という言葉です。中村先生は医療支援を超えて、水と農業の復興こそが人々の命を支えると信じ、アフガニスタンで灌漑工事を進められました。その結果、砂漠だった土地が緑を取り戻し、多くの人々の生活が守られました。これは農業は単なる生産活動ではなく、地域の安定と未来をつくる力を持つということを示しているのではないのでしょうか。

今、農業や林業は様々な問題に直面しております。今取り組み始めた農業の集約、集積、効率化をいかに進めていくかは喫緊の課題であり、スマート農法の導入や環境に優しい有機農業も必要な時代になっております。全国的にも荒廃森林が増えており、私たちの生活に恩恵をもたらす、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されておられません。しかし、中村先生のように持続可能な仕組みをつくるということを経営にやれば、次の世代に未来を切り開くことができると思っております。今できることを進めていき、次世代につなげていきたいという思いで、これからは質問席より続行いたします。執行部におかれましては明快な回答をお願いいたします。

（3番飯田早苗君降壇）

○議長（小島清人君） 3番飯田早苗議員。

○3番（飯田早苗君） 今、地域の農業の持続的な発展を目指すために、今何をすればいいかということについて考えていきたいと思っております。農業の抱える問題として、高齢化や農業人口の減少、耕作放棄地の拡大があります。このままでは農業は衰退の一途をたどるのではないかと考えております。

本市においては、農業は厳しい状況で、またそれに歯止めをかけるという意味で令和

7年度市長施政方針の中で、本市の基幹産業である農業について、老朽化した農業用施設の改修や、農業基盤の整備を図るとあります。安定した農業経営を進めるために、農地や水路、道路などのインフラを整える支援により、効率化、大規模化、環境の保全、地域活性化が進み、農業の生産性が向上して、基盤産業である農業が持続可能なものになると理解しております。

しかし、本市の農業者は高齢者の占める割合が非常に高く、後継者不足が深刻化している中、本市としても本気でこの厳しい農業に取り組んでいく必要があります。

では、どうやっていくのか、その方向性はどうなるのかという視点から質問をさせていただきます。

令和5年4月に、農業経営の効率化や、競争力強化を図るための法律である、農業経営基盤強化促進法の一部改正がなされました。地域農業の将来像を具体的に、地域計画の策定が求められております。

地域計画では、10年後の農業の将来の在り方や、農地利用の目標を示すものとされておりますが、農業者からは、5年後10年後の景色が見たいけれども、ビジョンが見えないとの意見が出ております。

そこで、まず初めに、今回改正された内容のポイントをお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 農業経営基盤強化促進法につきましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業の健全な発展に寄与することを目的としておりますが、今後、さらに農業者の減少が加速化することが見込まれる中、農業の成長産業化に向け、農地の集約化や農業者の確保、育成を図る措置が必要となったものであります。

このため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が、令和5年4月に施行されたところでございます。この改正につきましては、これまでの人・農地プランを法定化いたしまして、地域計画として策定すること、農地の集約化等を進めること、農業を担う者を確保、育成することがポイントとなっております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） それでは、この法律の改正で、本市が描いている将来性、方向性、どのようなものか、どのようなことを描いていらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 市が描いているビジョンというものについてということですが、農業経営基盤強化促進法の改正に即しまして、市が定めている農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中におきまして、将来にわたって持続可能な力強い農業を実現し、農業の競争力を強化していくため、担い手の育成、確保及び担い手への農地集約化等による、効率的かつ安定的な農業経営の確立を推進し、農業・農村の持続的発展を図っていくこととしているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今、部長の答弁からですね、競争力をつけて稼げる農業の実現ということが目標というようなことでよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） はい、そのとおりで……だと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） それでは次の質問に移りますが、農地の集積、集約、つまり農地の団地化というのはですね、人・農地プランで、既に12年ほど前から始まった制度でございます。それを見直して、先ほど部長もおっしゃいましたように、地域計画として名称を変えて法定化されたものと理解しております。

ではですね、12年前から取り組んだ人・農地プランの成果を含めて、地域計画の概要と比較と、今からの流れをですね、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 改めまして、人・農地プランにつきまして申し上げますと、こちらにつきましては、市内を17地域に分けた各地域で、地域の問題や課題を話し合うとともに、将来の後継者がいない地域の農地面積を把握し、それを地図で可視化したことで、地域の農地の現状と農地維持に係る危機感を共有することができたと認識しているところでございます。

そして、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画でございますが、こちらにつきましては、この人・農地プランをさらに発展させ、将来の農地の活用を示した目標地図を加えたもので、地域で農業の現状、課題、将来像などについて話し合い、誰がどの農地でどのように耕作していくかを定めていくことで、将来の農地利用の姿を明確にするものであります。

この目標地図を含めた地域計画により、農地利用の将来像を地域で共有し、将来に向けた方針や取組を地域が一体となって進めていくことを目的としているものでございます。

地域農業の将来の在り方を示している人・農地プランと地域計画であります。異なる点は、人・農地プランでは認定農業者、認定新規就農者や集落営農組織を中心経営体として農業の担い手として位置づけていたものでございます。これに対し、地域計画では、この中心経営体に加え、多様な農業経営者、新たに農業を始めようとする者、農作業の受託サービスを提供する者などの農産物の生産活動に直接関わる者を、農業を担う者として幅広く位置づけることで、より多くの農地活用を図るものとなっているところでございます。

朝倉市においても、今月末までに17地域で地域計画を策定しますが、来年度以降も継続して話し合いを重ねながら、見直し、修正を行い、実効性を高めていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 部長がおっしゃいました、担い手が今までの中心経営体からプラス3ぐらいの内容がプラスになっておりますね。それで、その他の多様な農業経営を営む者、新たに農業を始めようとする者、農作業の受託サービスを提供する者など、農作物の生産活動に直接関わる者、この辺の、具体的な、どういう方たちなのか教えていただければと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 加えて、というところからの件で、多様な農業経営者という中で、新たに農業を始めようとする者というのは、今までもありますが、先だって農業の下限面積も改正されましたというところもありまして、これまでの大規模な農業経営というよりも手軽に始めるような新規就農者の方々も含めて考えております。

また、農作業の受託サービスを提供する者につきましては、今までも農作業の、例えば刈り取りとか草の防除とか、そういった部分については前からそういった方が受託サービスを受けている方がおられました、そういった方も地域計画の中での担い手の一部として認められているということでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今、企業の方が農業に参入していらっしゃるんですけども、この中には企業は含まれていないんでしょうかね。お願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 企業の方につきましても、法改正がありまして、以前から要件が緩和されているところでございます。具体的なことはちょっとここでは資料がありませんので申し上げられませんが、そういった企業の方も従来の農業生産法人とか、そういったところからプラスアルファが出されているところであります。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 次は、順番を入れ替えまして、目標地図の策定の意義を先に申し上げます。

市町村が主体となりまして、アンケートをもとに将来の農地の利用を誰が担うかを明確にするために目標地図を作成すると聞いています。一筆一筆誰が作成するかという作業に入ると聞いております。また、地域計画では10年後の目指すべき農業の姿を明らかにするという事は、集落の誰がどうやってこの農地で農業をしていくかということまで目標地図に落とし込むということで、非常にこの目標地図という先ほどの言葉が出ましたけど、非常に重要だと思っております。農地が適切に活躍するように調整していくための土台になるものなんです、目標地図の策定の意義についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたところと少し被るところもありますけども、改めて申し

上げますと、目標地図とは将来の農業の在り方や地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図のことでありまして、地域計画の一部となるものであります。目標地図の策定意義につきましては、将来の農地の活用等を地域で話し合い、目標地図として明確化し、農地中間管理機構を通じた農地の集約化等を推進することです。

また、今後の進め方につきましてもお答えをしますと、地域計画は策定して終わりではなく、来年度以降も継続して話し合いを重ねながら実効性を高めていくものであります。これは先ほども言ったとおりなんですけども、その協議の場においては、アンケートに回答していない農地所有者、耕作者や、アンケート回答時から変更があった農地所有者、耕作者、また、権利が確定していない区画整理型の農地改良復旧工事地区の関係農家の意向を伺いながら、目標地図の精度を高めていくこととなります。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今の説明では、目標地図というのは単なる農地マップではなくて、地域農業の未来を描く戦略ツールになるということですよ。

それで、このアンケートについてなんですけども、目標地図や地域計画の素案を作るにあたり、アンケートというのは非常に重要な資料になると思っています。令和5年11月から行ったということをお聞きしておりますけども、そのアンケートの回収結果、どうだったかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） このアンケートにつきましては、農業委員会のほうが令和5年11月に実施しておりますので、その回収率についての回答等いたします。朝倉市においては、目標地図のアンケートを4,980世帯に発送し、3,017世帯より回答を得たところでございます。回収率につきましては、60.58%となっております。なお、権利が確定していない区画整理型の農地改良復旧工事実施地区の部分は除いております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） しかしですね、これだけ大切なアンケートの結果が土台となって、今からの計画が進んでいくんですけども、やはり約6割の回収率は低すぎるのではないかと思います。いろいろと努力はされたと思いますが、どのようなことでこの回収率になったかお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） この回収率に関しましてなんですけども、当方のほうでもこの回収率が上がるような対策につきましては、地域放送でアンケート回答を呼びかけたり、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが、未提出農家に対し、電話や直接訪問をするなど、回収率を上げる取組を行ってきたところでございます。

しかしながら結果として回収率は約60%にとどまってしまいました。その結果について、

言い訳ではありませんけども、このアンケート発送数4,980のうち、市外在住者が853ありまして、この全体の17.1%に相当することから、農業委員の皆さん、農地利用最適化推進委員の皆さんの取組が厳しいものがあつたと考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今の御回答で分かりましたけども、市外の853件、17.1%の人もこの地図に落とし込まないと、将来図は描かれないという作業に入ってくると思いますね。ご努力は非常に感じました。そして非常に大変な作業だということも感じております。本当にお疲れさまです。

この策定には、やはり意識調査のアンケートを通じて、現場の実情とか意向を把握して、本当に実効性のある計画を作成するのが非常に重要なんです。地域の農業者や関係者からの意見を反映させるということが非常に不可欠です。ある自治体の部長さんのお話なんですけども、通常のアンケートでは60%ほどの回収でもよいけども、このアンケートは多くの農業者や関係者の意見が反映されて、政策の方向性が現場の実態に即したものになるために、100%の回収を目指さないといけないものだとおっしゃっていました。意気込みも感じましたが、そのくらい重要だということだと思います。地元の意見が少なかつたら反映できませんので、今後引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。次は、農地中間管理機構の役割と農業委員の役割についてお尋ねいたします。

今年の4月から、農地の貸し借りは農地中間機構を介した農地の貸し借りとなります。農地法による貸し借りもありますけれども、農業者の方からは、今までは、相対による貸し借りで、手続もスムーズで時間がかからなかったそうです。しかし、農業中間管理機構を通すと、2か月から3か月もかかっていると、地域農地中間機構を通す必要があるのかと、今まで通りでいいのではないかという御意見がありました。

そこで、地域中間機構の目的と農業委員会の役割についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） それでは、4月から始まります農地中間管理機構を通した利用権設定についてお答えいたしたいと思ひます。

まず、農地中間管理機構であります。これは都道府県に一つ指定されるものでありまして、地域の農地の中間的受皿となる組織であります。

福岡県では、公益財団法人福岡県農業振興推進機構が、平成26年に県知事によりこの指定を受けております。農地の貸し手と借り手を繋ぐ役割を担っており、農業経営の効率化や規模拡大を考えている担い手、借り手にまとまった農地を貸し付けることにより、農地の集積、集約を促進する農地中間管理事業を行っているところでございます。

次に、農業委員会につきましては、農地利用の最適化を進めるため、利用意向調査などにより、規模縮小農家からの農地を貸したい、売りたいという希望を把握し、それをもと

に農地中間管理機構と連携を取りながら、農業委員会や農地利用最適化推進委員の皆さんが、農地の集積を図るため、地域担い手農家のほうへ、随時あっせんを行っております。

4月からのこの利用権設定につきましては、借り手、貸し手の合意が整った場合は、両者からの貸借申出書を市が取りまとめ、農用地利用集積等促進計画という計画案を作成いたしまして、農業委員会の審議、承認を経て、農地中間管理機構へ報告いたします。農地中間管理機構につきましては、当該計画案を確認後、県知事の公告、認可を受けるという流れで、農地の集積等を進めていくことになっております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 概要は分かりました。ちょっと分からないところが1つありますね。農地中間管理機構は、結局農地のマッチングですね。貸し手と借り手というようなことで聞いておりますけども、実際は、地域の今、協議を進めている中で、あなたの土地を誰に貸したいかというのは、地域の協議の中で決めるようなお話も聞いているんですね。その辺のところを説明してほしいんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 今回のこの新しい取組といいますか、制度につきましては、地域計画と関連がありまして、この地域の話し合いの中で、誰が担い手を、誰が貸したいとか、そういったものをまとめて、それが、書類上ではありますけれども、中間管理機構を通すことによって、メリット等があるというふうなものでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 農地中間管理機構というのは、この貸し借りのですね、集約化の促進をされるけども、事務的なことでやっていただいているというような解釈でよろしいんですか。それと、あとは農業委員会の方は、本当に御苦勞されていらっしゃるんですけども、農地の適正な管理とか、農業者の利益の保護とか、そういうことについて役割分担をして、お互いに連携を取りながら、農地の集約に努めていらっしゃるというふうに理解しましたけども、よろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） はい、簡単に申し上げますと、これまで通り農地の貸し借りについては、相対で実際は話が進みます。ただ、書類上、中間管理機構を通すということで、メリットがあるというふうに考えてもらって結構です。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 先ほどからのメリットということ、よく部長がおっしゃってありましたけど、それでは、中間管理機構を通じての主なメリット、デメリットについてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） それでは、農地中間管理機構を介した貸し借りのメリッ

トについてでございますが、農地の貸し手といたしましては、貸し付け先が県知事の指定を受けた公的機関であることから、安心して農地を貸し付けることができるということでございます。賃貸借料につきましても、確実に支払われます。また、条件によっては、税制面での優遇措置もあります。

今度は借り手ですが、借り手としましては、借りる農地の所有者等が複数おられる場合でも、賃料につきましては、農地中間管理機構への一括払いで済みまして、手間が省けます。また、様々な補助事業から農地中間管理事業の活用実績が必須条件となっております。そういったことで、事業採択ポイントが加算されるといった仕組みなどもあります。農地中間管理機構を介することで、補助事業に取り組みやすくなっております。

地域のメリットなんですけれども、こちらにつきましては、目標地図に即して、農地中間管理機構を通じた農地貸借を行った場合に、農地中間管理機構への貸付割合や農地の団地化割合に応じまして、国から地域に対する協力金が交付されることとなります。また、農地整備におきましては、施工地域全ての農地を農地中間管理機構に15年以上貸付けるなどの要件はありますけれども、そういった場合には、農家負担なしでの基盤整備が可能となります。

ただ、デメリットといたしましては、制度が改正されたことに伴い、申請手続の書類が多く煩雑になることや、地域計画との関連で貸付期間が長くなることが考えられております。

しかしながら、一度申請を行えば、この貸借履歴、口座情報等なんですけれども、こちらの方も保存されまして、次の更新時には相対契約時とさほど変わらず、煩わしさも軽減されてくるものと考えております。なお、先ほど申し上げました期間の関係ですけれども、この貸付期間につきましても、出し手、受け手の希望期間を踏まえ、設定することはできるようになっているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 農地を持っている農業者、兼業農業の方とか、いろいろいらっしゃるんですけど、全ての方が、今年の4月から、農業地域中間管理機構に登録をすると、自分がそこを作るときでも一応登録をして、自分がその登録したのを、自分がまた作るというような形ですかね。それはもう大丈夫ですか。お願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 申し訳ありませんが、ちょっと私の聞き間違いだったら申し訳ないんですが、自分の農地を自分で耕作する場合は、この中間管理機構は通さないことになっております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） すみません。ありがとうございました。ある方から、自分の土地も中間管理機構に通して、自分がそれを作付するというようなことを聞いていましたので、

あわせて、そこは大丈夫ということですね。自分の土地の場合はしなくていいということで大丈夫ですか。はい。お願いします。

○議長（小島清人君） 農業振興課長。

○農業振興課長（庄本和裕君） 自分の土地を自分で耕作する場合は、貸し借りが発生しないので、中間管理機構を使わなくていいということなんですが、地域で何かしらの補助事業を使うときに、農地中間管理機構に貸すということが一つの要件になっている場合は、農地中間管理機構に一旦預けて、また自分のところに貸し出すという、そういう手続が発生することがありますということでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） しっかり理解できました。ありがとうございます。

では次の質問に移りますけども、地域ぐるみで農業振興を図り、高齢化と後継者の不足といった課題を対応するために、集落営農の強化や法人化の動きがあります。法人化をつくるにあたり、協議が難航しているという地域があると聞いております。法人化の理由、意義についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 法人化する目的等という形でお答えさせてもらいたいと思いますけれども、まず法人化は農業経営を継続発展させていくための有効な手段の一つであります。例えば、黒川地区の方では、一般社団法人を設立いたしまして、地域の農地を守る取組があります。農家、個人だけでは負担が大きい場合であっても、法人として地域全体で協力する体制を整備することで、継続した農地の維持管理が可能となることが、この法人化の一番の目的であると考えております。また、法人化することで、税制上の優遇や軽減措置を受けることができるほか、様々な補助金や助成金を活用して、作物生産に限らず、加工や販売など事業領域の拡大が容易となるなど、経営多角化を進めることが可能となるものでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 法人化の意義についてしっかり分かりました。法人化の、今からの高齢化とか、担い手不足が深刻になる時代が今も来ていますけど、今後も来る時代が来ますね。それで、個人経営ともなると限界とかが発生するので、それを法人化して、その地域をみんなで守っていくというのが趣旨なのかなというふうに感じております。

次の質問に移ります。次は、地域が抱える今後の課題についてに移ります。

今、集約とか集積について地域の話合いが非常に不可欠だと感じております。各地域でも非常に温度差というか、進み具合の差があると思うんですけども、地域の協議の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 地域計画の策定にあたりまして、進捗状況ということで

ございます。先ほどの回答の繰り返しになるところもありますけども、朝倉市においては、17地域で地域計画を策定することとしております。この地域計画の策定につきましては、地域での話し合いが必要となっております、一部の地域を除いて、各地域の2回の地域協議を終えたところであります。

具体的な農地の交換等の協議にまではまだまだ至っておりませんが、今後、集積、集約については継続して協議していくこととなります。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 地域計画に当たっては、特に農地の集約は、多くの農地の地権者の参加が不可欠だと感じております。職員の方も非常に努力している姿は、お話を聞いていたりしていただきましたらすごく感じておりますけども、まずは農地に携わる多くの地域の関係者の参加というのが、より意見を聞けるということが大切だと思いますので、参加の呼びかけの強化を今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は中山間地の農地集約、集積の戦略について伺ひます。平野部においては、既に農地プランで圃場の整備がある程度できているところも非常に多いと思ひますね。土地改良区という、組織による体制が整っているところは、集積、集約も進んでいるようなんですが、中山間地では農業者の高齢化も進んでいて、担い手が不足している現状のほか、法面が多い、農地の立地条件が異なったり、営農条件が非常に厳しい、農地集約、集積が非常に進みにくいという要件があります。

また、樹園地については、一般的な耕作地とは異なる特性があります。このことを踏まえて、この農業経営基盤促進法に基づき、中山間地域の農地集約、集積を成功させるために、どのような戦略を考えていらっしゃるでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 今しがた議員がおっしゃいましたところも、ちょっと被ると思ひますけれども、お許しをいただきまして、中山間地域で区画整理が行われていない傾斜地におきましては、その圃場の形状や高低差などから農地を確保することは容易ではないと考えられております。また、中山間地で多く栽培されています柿などの果樹につきましては、長年育て上げて生産するものでありまして、農業者の方々が集積、集約のために農地を交換することは抵抗があると思ひれます。これらのことから農地の集積、集約が難しいとも言われておりまして、小規模農家や兼業農家が多数残っていないと、農地が守れないとの意見もあるところでございます。

中山間地域での農地集積、集約を進めるためには、地域の農地をある一定の要件のもとに担い手に集積、集約すると得られる補助金もありまして、平地よりも中山間地のほうがこの要件のハードルが低く、交付単価が高く設定されておりますので、これを活用することや、地域が一体となって農業経営に取り組む法人などの組織を形成することも、農地の集積、集約のための有効な手段となり得ると考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。これは中山間のルネッサンス事業というのがあると思うんですね。非常に中山間地域に特化した事業になっていると思います。市としても、考えたというか今知っているかどうか分かりませんが、それについて分かる範囲で結構ですので、一言お願いいたします。

○議長（小島清人君） 農業振興課長。

○農業振興課長（庄本和裕君） 中山間地農業ルネッサンス事業ということでございますが、市のほうで将来のビジョンを作ったりしまして、その中山間にあたる部分につきましては、そのビジョンに基づいて、様々な交付金とか補助金とかが設定されるものがございます。中山間地域ルネッサンス事業のビジョンに設定していれば、いろいろな補助事業の優先枠があったりとか、ポイントが高くなったりとかすることがありますので、そういったものも地域計画とかの地域の話し合いを通しながら、検討していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） それでは、担い手のうち、大体先ほどの担い手を聞いていたら、大規模農家さん、農業法人、意欲のある認定農家さん、新規認定農家さんの支援とか、今からは企業も入ってくるであろうということなんですけども、この方たちの農地が10年後、全農地の8割を占めるという農業構造の実現をするための制度設計になっておりました。本市の農家の約8割は中小規模農家さんです。今、農地を守るために必死で頑張っている、しっかり頑張っている農家さんや高齢者の方で、本当に楽しみでやっている、しっかり頑張っている農家さんへの対応とか、どのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 小規模農家の皆さんや高齢農家の皆さん方につきましては、地域農業を支える上で重要な存在ではありますが、残念ながら国等の補助事業におきましては、新規就農者や認定農業者など、ある一定の面積の農地を担い、営農規模を拡大していくような農家や営農集団等への支援が中心となっております、小規模農家の皆さんや高齢農家の皆さんを対象としたものはないところでございます。

しかしながら、地域計画における話し合いを通じて、それらの皆さん方の農家の分散した農地を集約することができれば、作業の効率化に繋がることから、営農継続への対策としても考えられるところであります。

また、今後の補助事業におきましては、地域計画に位置づけられたものや、地域計画が策定された地区などを要件とすることが示唆されていることから、大規模農家でなくても、多様な農業者に対して、農業を担う者として何らかの支援が設定されることを期待しているところではございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 非常に今頑張っている中小農家さんを今後も頑張っていたきたいというように思っております。付加価値をつけた、オーガニックを作ったりとか、そういうこととかで頑張っていたきたいと思っています。

これは平成28年になるんですけれども、農林水産省さんが出された中山間地域における優良事例集というのがありました。高収益の農業を示す地域の工夫ということで、こういうことも地域の中での話し合いの材料として、やっぱり高収益を上げないと、農業はなかなか収益が上がらなかつたら担い手もなかなかいないということになりますので、こういう収益を上げるような農業の施策も含めて、いろいろとアドバイスをよろしくお願ひしたいと思います、農業生産者さんに。

それでは、地元農家さんと自治体との温度差というのをよく聞くんですね。地域の中でも温度差があるように感じますけども、いよいよ4月から取り組まなければいけない。この温度差を放置すると、農業政策の実効性ができないと思うんですね。そしてまた、農家の協力を得られないというような問題にも繋がると思います。それで、この温度差をどういうふうに今度なくしていくかということについてお尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まず地域計画につきましては、先ほどから申し上げていきますところもありますが、今年の3月末に策定することとしておりますが、策定後も、先ほどから申し上げていますように、地域での話し合いを継続して行いながら、計画の見直しを行いつつ、実効性を高めながら、目標の達成を目指していくものであります。

この地域計画の策定の体制としましては、福岡県朝倉農林事務所、朝倉普及指導センター、朝倉市農業委員会、福岡県農業振興推進機構、JA筑前あさくらを関係機関としておりまして、関係機関会議を行いながら、地域の話し合いにも合同で参加して策定を進めているところであります。今後の話し合いにつきましては、既存の組織等の会議の場を活用するなど、各地区の状況に合わせ、話し合いのしやすい枠組みでの開催も検討しておりまして、その中で先行的に計画を推進するモデル地区の設定についても検討したいと考えております。こういったことをしながら、この温度差につきましては埋めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） なかなか難しいところでも、モデル地区というのはすごく有効だと思います。大変だと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

市長にお聞きしたいと思います。本市の農業の発展に向けて、未来の農業をどうするか、施策のほうでもおっしゃっていらっしゃいましたけれども、施策方針でもですね、改めて市長の見解をお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 朝倉市の農業を将来にわたって継続して発展をさせていく、この

目標のためには地域の農業者だけではなくて、その地域に関わる全ての人が地域の農地と生活環境を守っていこうとする意識を持っていただくことが最も大切だと考えております。

地域の皆さんと関係機関と行政が一体となり、協力しながら農地の集約化などを進めていき、農地が分散されている状況を解消することで農作業の効率化が図られます。スマート農業の推進による農作業の省力化や次世代を担う農業者の確保・育成にもつながっていくと考えております。

こういったことから、大規模農家から中小農家や新規就農者、いわゆる多様な担い手に目を配り、これまでの慣行農業だけではなく、有機農業などの多様な農業方法も推進していきながら、朝倉市の農業がさらに発展いたしますように農業振興を図ってまいります。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。本当にみんなで力を合わせて農業を守っていかないといけないという時代が来ておりますので、今後とも行政の方々、大変でしょうけれど、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は、森林保全・環境再生です。この取組について申し上げます。

去年の9月の議会でも、森林環境譲与税を活用した森林保全・整備の必要性について、私は一般質問をしております。

今回、市民の方から「山が荒れている」という声があつて、再度質問をさせていただきたいと思います。前回は森林保全がなかなか進んでいない理由といたしまして、「度重なる災害により復旧・復興を優先したからだ」という回答でした。

令和7年度の市長の施政方針では、発展期に向けての2年目の位置づけであり、「森林の地球温暖化の緩和、水源涵養機能、災害の防止など多面的機能を確保するために森林環境譲与税を活用して森林の保全を図っていく」とあります。

本市は、総面積の約6割が森林となっております。市長の施政方針から、今後、森林の保全ができると大変期待をしているところであります。

それでは、質問に入ります。まず初めに、冒頭でも申し上げましたけれども、市民の方から「山が荒れている」ということでした。私も同感です。本市の森林の今の現状はどのような状態でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 本市の総面積につきましては2万4,671ヘクタールで、そのうち森林面積は1万3,330ヘクタールということで、総面積の約54%——6割を占めているところでございます。福岡県下では、八女市、北九州市に次いで第3位の森林面積を有していることとなります。

本市の森林の現状ということですが、朝倉市森林整備計画の対象民有林面積につきましては1万1,749ヘクタールで、そのうち杉・ヒノキを主体とした人工林の面積は

9,561ヘクタールでありまして、人工林率は81%と県平均を大きく上回っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 森林の現状はということで面積とかのことをおっしゃったんですけど、森林が今荒れているということはお分かりだと思います。

それで唐突なんですけど、森林の環境がよいという状態は、どういう状態をいうのか。また、森林の今の荒れた状態を環境をよくするために要する年月はどのくらいかかるのか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 従来、森林環境がよい状態につきましては、国土保全や水源の涵養等の公共目的の達成が図られている状態を言うものであります。

近年におきましては、住民生活の向上や価値観の多様化を背景といたしまして、自然循環の保全や保健文化的な役割などの多面的な機能の発揮が期待されるところでもあります。

現在、60年生以上の収穫期に達した森林分が5,136ヘクタールでありまして54%を占めており、主伐の推進及び再造林の確実な実施による森林の循環利用を図る必要があると考えております。なお、荒廃森林をよい状態に戻すためには、一般論としてではあります、30年以上の長い年月が必要になると言われております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 森林再生には非常に時間がかかると言われて、長いときは30年から100年くらいかかるとも言われておりますので、しっかりと早め早めに取り組むことが必要だと思います。

では、森林整備を進めるに当たり、財源についてお尋ねしますが、財源として、市長も施政方針の中で森林環境譲与税を活用すると言っておられました。御存じのとおり、これは令和5年度より私たちは森林環境税を個人住民税に年間1,000円上乗せさせて納めております。この使い道にも非常に制限がありまして、森林関係事業に使うというふうに限定されているこれは目的税になっております。

去年からですかね、市町村の森林面積とか人口、林業の従事者の人数によって案分をされていて、本市にとっては非常に森林面積が多いということで、この交付税は非常に金額が上がったと思っております。

それで、本市の税務課に問い合わせたところ、令和6年度は約5,600万円が森林譲与税として交付されてきたということです。この配分の変更によって、今年度の交付額は1,000万円ほど例年に比べて多くなっているということです。

そこで質問なんですけど、この森林環境譲与税の使途は毎年ホームページで公表されているんですけども、令和7年度の財源の予想、それとホームページ上で見たら基金の積立てをしていらっしゃると思います。大体どのくらいこの財源があるのか、お尋ねいたしま

す。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 先に基金の状況について申し上げますと、令和6年度末につきましては、1億4,000万円程度になる見込みであります。

令和7年度の主な事業計画に関しましては、新庁舎の木質化や子ども未来課で取り組むファースト・トイ事業、林業用・施業用作業道の改良事業や市有林等整備事業等を予定しております。

先ほども議員申されましたけれども、この当該譲与税は、間伐などの森林の整備に関する施策と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林の整備の促進に関する施策に充てることとされております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 本年度の大型事業は、やはり朝倉市の顔である新庁舎建設ということになると思います。朝倉市は非常に森林が豊富なところですので、地元の木材を使えば朝倉市の木材のPRにもなると理解をしております。しかし、本当に森林が荒れているので、本年度が終わったら——終わったらと言ったらあれですけども、なるべくこれは森林整備に使われる本来の目的というのがありますので、今後は森林などの公益的機能を守らなければいけませんので、しっかりと進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 先ほどから申し上げます国の森林環境譲与税のほか、せんだってさきの議会で申し上げました県の森林環境税、また水源涵養事業基金等を活用いたしまして、議員がおっしゃいますような荒廃森林の整備に必要な施策、水源林の保護等にこれを使っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 先日、日経の特集で「荒れた山林を地域資源に」というタイトルで、自治体が市有林の集約とか経営管理を一括化・一元化するということが書かれていました。既に森林がかなり荒れているということが全国的な問題となっている中、各自治体で国が進める森林経営管理制度の施策を踏まえた森林管理が進んでいるという特集の記事でした。

私どもの市のほうは、この森林管理制度を取り入れていると思いますが、その後の活用は進んでいるのでしょうか。状況についてお尋ねしたいと思います。

それと概要としては、市が仲介役となって、森林の適切な管理をするために、経済的価値のある高い森林は林業の従事者のほうにお願いし、また価値が低い森林は市町村が管理をしていくというこれは制度でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 議員がおっしゃっているのは、森林経営管理制度につ

きましてということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

森林経営管理制度につきましては、この森林経営管理法に基づき実施される制度でありまして、先ほど言われていますような、市町村が仲介役になって森林の経営管理を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合においては市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託をいたしまして、林業経営に適していない森林につきましては、市町村が管理を実施する仕組みでございます。

この制度を進めるために、まずは朝倉市森林整備計画においては、意向調査を令和4年度からおおむね令和8年までで市内全域を実施する計画でしたけれども、冒頭のほうで議員がおっしゃいましたように、令和5年に災害が発生したため、この災害対応を優先したところでございます。なお、この意向調査につきましては、令和6年度までに下淵、持丸を除く安川地域について行っておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 本当にあらゆるところで山の持ち主が、なかなか山の管理ができていないという場面がいっぱいあります。ですので、ぜひこれを市として進めていただいて、市民の意向を聞きながら管理を確認していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

次は、高齢樹の伐採の必要性についてです。

非常に高齢樹が多くて一つの例として手が届かない高齢樹は、折れたり、病害虫が発生したり、山林火災のリスクも高くなると言われています。伐採すれば、木材チップのバイオマスなどの利用も資源利用としてできると考えておりますけれども、森林内のこの高齢樹の伐採について、市はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは、この高齢樹に関することについて申し上げたいと思います。

林野庁の資料によりますと、杉やヒノキにつきましては、100年生以上のものが高齢樹と記載されておりますけれども、一般論として、50年以上の樹木につきましては、若い樹木よりも二酸化炭素の吸収量は横ばいから減少する傾向にあるということです。また、荒廃森林内にある高齢樹につきましては、若い樹木よりも保水力等の機能が低下するようにも言われているところです。

こういったこともありますけれども、市としては、マイナスの面だけではなく、森林全体として捉えた場合には地質や地形、森林の手入れ状況等の様々な条件によって、一概には二酸化炭素の吸収力や保水力の関係が低下しているとは言えないというふうに考えておりまして、まだまだこの高齢樹に対する具体的な対応というのは考えていないところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 分かりました。今、ゼロカーボンシティの宣言をしまして、2050年には排出二酸化炭素CO₂をゼロにすると、実質ゼロにするという計画が朝倉市でもあります。高齢樹はCO₂の吸収が少ないということで、その辺を見ながらもやっぱり今からはしていく必要があるかなと思いますので、大変でしょうけれども、よろしくお願いいたします。

今までは森林保全・整備の必要性についてお尋ねをしてきましたけれども、山の管理と水の管理は切っても切れない関係だと思っております。これからは水の問題について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

先日の議会意見交換会の意見の中で、市民の方から「朝倉市は農業と林業が主体。けれど非常に山が荒れている。山に保湿度がなくなって地下水位が非常に下がっている。基本的に朝倉市は農業と林業が財産。将来的にこの山をどのように考えているのだろうか聞きたい」という発言でした。また、山は水源の森とも呼ばれておりまして、地下水位の低下と森林の保水の関係は非常に密接で複雑と思いますが、この発言に対して市の考えをお聞きさせてください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは森林の考え方について申し上げたいと思います。

先ほどの答弁と同じような内容の一部になりますけれども、山林はなりわいとしてだけでなく、その機能には水源涵養や山地保全の一定の役割等が言われているところであります。この機能の維持・増進を図るための整備・保全を今後とも推進していきたいと考えます。

また、地域の快適な生活環境を保全する観点からも、森林の適切な保育や間伐等の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ぜひ間伐等をよろしくお願いいたします。

それでは、ある議員の地域では、3年前から地下水が出なくなったと聞いております。先日の意見交換会の中でも、金川地区、小田地区から井戸水の水位が低下しているという発言がありました。また、杷木のほうでも災害後、井戸がかれたとのお話も伺っております。

第3次朝倉市総合計画の表紙に書かれているキャッチコピーは、「人・自然・歴史が織りなす水ひかる朝倉」、また「朝倉は水もしたたるいいところ」とうたっております。鶉飼いがある観光地としての原鶴温泉を抱えて3つのダムもあり、山田堰や三連水車で水を田んぼに入れる風景は非常にすばらしいです。

しかし一方では、ただいま申し上げましたように、地下水位が非常に下がっている。この状況は個別的な地域の問題ではなく、朝倉市全体の問題でもあり、緊急な問題ではないかと思えます。なぜ地下水位が下がっているのか、何が原因と思われるか、お尋ねいたし

ます。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 議員がおっしゃった、市内で地下水位が下がっているところがあるということと何が原因かということで、先ほどの流れから、森林の関係があるんじゃないかということについてお答えをさせていただきます。

山の荒廃、森林の荒廃が地下水位低下の主な原因と断定するまでの考え方については、市としては持っていないところでございます。森林が、降った雨を土壌に保水するという機能を有することは事実とされておりますけれども、この保水機能は森林に限らず、水田や畑地などを含みます耕地全般に言えることと考えております。

地下水位は地表に近い浅層地下水、いわゆる浅い層の地下水と地表から深い層の地下水——深層地下水等到大別をされますけれども、浅層地下水——浅い地下水は降雨の量や頻度、それから土地の活用状態、地下水の利用状態の影響を強く受けるというふうに言われております。

また、森林は川の水を平準化したり、洪水初期の降雨を貯留する機能を持っておりますけれども、少雨による渇水期には、樹木自体の吸収によって地下水の流出が少なくなるといふことの学説もございませぬ。

以上が、山の荒廃、森林の荒廃を地下水位低下の主な原因とする説を断定できないと説明した理由でございませぬ。

なお、本市では、市内の2地点で地下水位の調査を実施してきています。1か所は、これまで8年間、もう1か所は、これまで15年間実施をしてきましたが、そこではその間における経年的な水位の顕著な低下は確認ができておりませぬ。調査期間においては、季節的な水位の低下でありますとか、個別的な水位の低下が見られることはあるかもしれませんが、市全域にわたり、広範囲の経年にわたる継続した地下水位については調査結果からは見て取れない状況でございませぬ。

なお、一般論になりますけれども、地下水位の低下の要因としましては、降水量の減少による地表からの浸透量の減少、井戸周辺の工事関係による水の通リ道の変化、都市化の進展によるもの、地下水のくみ上げ量の変化、また夏場は地下水位が高くなって冬場は低下するといった季節的な変化もあります。これは、扇状地である本市の特徴でございませぬけれども、これらの要因で地下水位が低下することは考えられるというところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今、部長が言われた一般論ですかね、回答は非常に理解できます。森林は水を育てて緑のダムとも言われているんです。

先ほどおっしゃったように、地層は何層にもなっております。そこで砂利があつたり、粘土質があつたりして、砂利のところはスポンジのような状態になっているので、その

ところに水をため込むというようなことが、それが井戸水として掘られて吸い上げるというようなことですよ。ですので、森林に降ってきた雨は、河川に流れる河川流と大気に戻る蒸発散です。それと地中の深いところに浸透していく地下水流の3つの形態に分かれていると言っています。

朝倉市の場合は、いろんなどころの平地でもありますよとおっしゃってありますけれども、畑地に比べて山が持つ補給力というんですかね、それがやっぱり4倍ぐらい多いというふうな研究結果も出ております。朝倉市の場合は約6割が森林ということを見ると、森林の保全で補給機能の役割はとっても大きいんじゃないかなというふうに感じております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。朝倉市の水循環保全条例の中です。

健全な水循環の保全は、水循環を形成する地下水及び湧き水が市民の生活活動及び産業活動に不可欠なかけがえのない資源であるということ踏まえて、現在及び将来の市民が良質な飲料水を確保し、また水の循環がもたらす恵みを持続的に享受することができるように適切に行わなければならないとあります。この循環と地下水の保全に対して市の施策をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 市では令和5年4月に、健全な水循環に関する基本的な考え方や方向性、施策の基本方針を定めます水循環保全条例を制定しております。この条例に基づきまして、市、市民、事業者の責務を定義することと併せまして、市では基本的施策を遂行するため、事業実施計画の策定と実施状況等の公表を行うこととしております。

条例に基づく基本施策としまして、地下水の利用実態の把握、地下水の変動の把握、湧き水箇所の実態の把握について、観測地点、これは使われていない井戸や湧水地になりますけれども、その把握を行いまして、井戸所有者等の同意を頂き、実施計画を策定しております。この実施計画を基に、地下水位の変動調査を昨年、令和6年5月から週1回の割合で市内24か所、それから湧水調査を月1回の割合で10か所実施しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。すみません。もう時間がなくなりまして大変申し訳ございません。市長のところまでいかずに申し訳ございません。

それで全体を……今後とも森林保全、よろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） 3番飯田早苗議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後2時20分に再開いたします。

午後2時10分休憩